1. 令和元年第3回郡上市議会定例会議事日程(第1日)

令和元年12月2日 開議

日程1	会議録署名議員の指名								
日程2	会期の決定								
日程3	議案第74号	郡上市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割							
		合を4分の1以上とすることについて							
日程4	議案第75号	郡上市農業委員会委員の任命同意について							
日程5	議案第76号	郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する							
		条例について							
日程6	議案第77号	郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ							
		いて							
日程7	議案第78号	郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について							
日程8	議案第79号	郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について							
日程9	議案第80号	郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ							
		いて							
日程10	議案第81号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び							
		岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について							
日程11	議案第82号	令和元年度郡上市一般会計補正予算(第4号)について							
日程12	議案第83号	令和元年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について							
日程13	議案第84号	令和元年度郡上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について							
日程14	議案第85号	令和元年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第3号)について							
日程15	議案第86号	令和元年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)につい							
		7							
日程16	議案第87号	令和元年度郡上市水道事業会計補正予算(第1号)について							
日程17	議案第88号	令和元年度郡上市病院事業会計補正予算(第1号)について							
日程18	議案第89号	郡上市郡上八幡駅観光案内所の指定管理者の指定について							
日程19	議案第90号	郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者の指定							

日程20 議案第91号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定について

日程21 議案第92号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定につ

について

いて

日程22 議案第93号 財産の取得について

日程23 議案第94号 財産の無償譲渡について(八幡町初音地内)

日程24 議案第95号 財産の無償譲渡について (美並相戸公民館)

日程25 議案第96号 物品売買契約の締結について(小中学校校務用端末整備事業)

日程26 議案第97号 市道路線の認定について

日程27 報告第16号 専決処分の報告について

日程28 議報告第6号 諸般の報告について (例月出納検査の結果)

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	三島	_	貴	2番	森	藤	文	男
3番	原	喜星	手美	4番	野	田	勝	彦
5番	山川	直	保	6番	田	中	康	久
7番	森	喜	人	8番	田	代	はつ	江
9番	兼山	悌	孝	10番	山	田	忠	平
11番	古 川	文	雄	12番	清	水	正	照
13番	上 田	謙	市	14番	武	藤	忠	樹
15番	尾村	忠	雄	16番	渡	辺	友	三
17番	清 水	敏	夫	18番	美名	\$添		生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

	市	長	目	置	敏	明	副	市	長	青	木		修
	教 育	長	熊	田	_	泰	市長	: 公室	€長	日	置	美	晴
	総務部	長	乾		松	幸	市長公	公室付	部長	置	田	優	_
	健康福祉	部長	和	田	美江	匚子	農林	水産部	邻長	五明	机井	康	浩
	商工観光	部長	遠	藤	正	史	建意	空 部	長	尾	藤	康	春
環境水道部長			馬	場	好	美	郡上	偕楽園	園長	松	井	良	春
	教 育 次	卡	佃		良	÷	会計	- 管 理	! 者	FF	Ħ	義	老

郡上市民病院

事務局長 古田年久

消防長 国保白鳥病院

事務局長 川 尻 成 丈 代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

大 坪 一 久 議会事務局長

議会事務局 議会総務課 任

岩 田 亨 一

議会事務局 議会総務課 課 長 補 佐

光 竹 下

桑原正明

◎開会及び開議の宣告

○議長(兼山悌孝君) おはようございます。議員の皆様には大変御多用のところ出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから令和元年第3回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでごらんください。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(兼山悌孝君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、2番 森藤文男君、3番 原喜与美君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(兼山悌孝君) 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る11月25日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日12月2日から12月23日までの22日間としたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月2日から12月23 日までの22日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただきまして、まことにあ りがとうございます。

◎市長挨拶

〇議長(兼山悌孝君) それでは、ここで日置市長より御挨拶をいただきます。

市長日置敏明君。

〇市長(日置敏明君) おはようございます。令和元年第3回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶並びに提案説明を申し述べます。

本日、令和元年第3回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、御健勝

にて参集いただき、まことにありがとうございます。

提案説明に入ります前に、9月定例会以降の市政の動きなどにつきまして、数点の報告をさせて いただきます。

まず初めに、去る10月12日土曜日、東日本を中心に甚大な被害をもたらしました台風19号についてであります。

長野県の千曲川など7県にわたり71河川、140カ所で堤防が決壊し、また、16都県において延べ281河川が越水するなど大規模な洪水被害が各地で発生をいたしました。

また、宮城県、岩手県など20都県で953件もの土砂災害が相次ぎ、大雨特別警報は、過去最多となる13都県に発令をされました。

この台風で亡くなられた方は、きょう現在で93人に上り、今なお3人が行方不明となっておられます。

冷え込みが厳しさを増す中、浸水や損壊をした住宅での生活を余儀なくされている在宅被災者も まだ多数おられ、被害の深刻さを痛感いたします。被害に遭われました皆様に心からお見舞いを申 し上げます。

郡上市においては、おかげさまで人的被害はありませんでしたが、暴風雨による屋根などの損壊が35件、また、一部地域では長時間にわたり停電が発生し、市民生活に支障を及ぼしました。

昨年の7月豪雨の記憶もまだ新しく、昨今の想定を超える雨量の増大に対しては災害想定と事前 の備え及び命を守るための迅速な避難対応が重要であるとさらに気を引き締める思いであります。

今後も防災、減災対策の実行を初めとして、消防団、自治会の皆様とともに自主防災組織の一層 の強化など、災害に強い郡上市づくりに向け努めてまいる所存であります。

次に、去る11月1日金曜日、まちづくりの拠点となる郡上八幡町屋敷越前屋の改修工事竣工式を とり行いました。国の登録有形文化財に登録されている旧越前屋は、八幡町の往時の暮らしを伝え る重要な歴史的建造物であります。

改修に際しては、2年に及ぶ調査や活用に向けた基本構想の策定を行いまして、工事には1年余 を要しました。

施設の名称は、親しみのある越前屋の屋号を残し、城下町の生活、文化が漂う郡上八幡町屋敷越 前屋と名づけました。

施設には、郡上の資源を活用した新たな仕事づくりへのチャレンジや集会機能、また、休憩スペースや赤ちゃんの駅などを備え、市民並びに来訪される皆様に御活用いただきたいと存じます。

竣工後には、オープニングイベントとしての郡上のものづくりの魅力を伝える企画展や写真展、 郡上本染のワークショップを開催するなど、多くの皆様でにぎわいました。

なお、施設の開業に際しましては、地元新町地区会を初めとするまちづくり団体など、関係各位

の御理解と御協力に改めまして御礼を申し上げます。

また、施設の管理、運営を担っていただく八幡市街地まちづくり会議の皆様には、お力添えをお願い申し上げ、地域の皆様とともに実りある施設となりますよう努めてまいる所存でございます。

3番目でございますが、去る11月14日木曜日、「第14回全国どぶろく研究大会in郡上」が、やまと総合センターにおいて開催をされました。全国の特定酒類の製造者及び関係者の皆さんが一堂に会し、各特区認定地区のどぶろくづくりに関する意見、情報交換により参加者相互の交流促進と地域の活性化を目的としまして、平成18年から日本各地で開催されているものであります。

東海地区では、郡上市が初めての開催となり、全国から寄せられた86銘柄ものどぶろくの試飲会、 交流会が行われました。郡上市からは「奥の奥」と「大和歌魅」が出品され、ここに至るまでの取 り組み等についても郡上市の皆さんから事例発表が行われました。

また、名古屋国税局鑑定官等の審査員によるコンテストも行われまして、淡麗の部では、山形県の「おばねのどぶろく花笠みぞれ」というのが、また、濃芳醇の部では、京都府の「鬼ババァー」というどぶろくが最優秀に選ばれました。

どぶろくは、大和町の明建神社の七日祭りでは、現在でも振る舞われるなど、大和地域には深い 縁があるものであります。平成20年に「古今伝授の里やまと食・文化再生特区」に認定されて以来、 地域では一丸となってどぶろくを生かした新たな魅力づくりに取り組んでこられました。

今回の全国どぶろく研究大会の郡上市開催は、この地域の歴史、風土に育まれた食文化を全国に 発信する貴重な機会であったと思います。製造事業者及び大和観光協会を中心とする関係者の皆様 には、多大なる御尽力をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

そして、先ごろ、このどぶろく特区は、従来の大和町地域だけでなくて、郡上市全域が対象地域 として拡大されたところであります。市全域での新商品開発も含めて、今後もどぶろくのさらなる ブランド化に磨きをかけ、食がつなぐ観光、産業、文化の振興に期待をするものであります。

4番目でありますが、去る11月27日水曜日、主要地方道金山明宝線(仮称)めいほうトンネルの 貫通式がとり行われました。明宝の小川地区と畑佐地区間を結ぶこのトンネルの開通は、険しい峠 の通行で苦労されている地元の皆様の長年の悲願であります。全長1,653メートルのうち、今回の 第2期工事では、残り803メートルの工事を進めるもので、令和3年度内の完成予定であります。

トンネル構内で行われた貫通式では、掘削工事の無事を感謝するとともに、関係者や地元の皆様 と喜びを分かち合った次第でございます。

小川小学校の児童たちもすばらしい合唱を披露してくれました。とても感動的な貫通式でありました。トンネル開通後には、交通の利便性や安全性が格段に高まるとともに、通勤、通学、または、地域間の交流といった新たな流れが生まれることで、明宝地域のさらなる活性化が期待をされます。 今後も安全にはくれぐれも留意の上、工事を進めていただき、開通の日を一日でも早く迎えること ができるよう祈念する次第であります。

次に、5点目でありますけれども、11月30日、先週の土曜日でございますが、郡上市、高山市、 白川村の2市1村で、医師やその他の医療スタッフの人材確保難に対応する等のためのマネジメント組織である地域医療連携推進法人を組織するために、その前提、受け皿となる一般社団法人県北 西部地域医療ネットを設立するための設立時社員総会を開きまして、2市1村で定款案の合意、調 印等を行いました。

これは、医療法第70条に基づきます地域医療連携推進法人の知事認定を目指すものでありまして、 これにより従来行ってきた2市1村のへき地診療所、基幹病院間の相互支援等を一層充実、強化し てまいりたいと考えております。

最近、地域医療をめぐりましては、9月末に厚生労働省から全国的な人口の減少、医療スタッフの人材不足、あるいは、医療費の増加等の環境のもとにおいて、再編、統合の検討をすべき公的病院の個別名が公表をされたところであり、さまざまな論議を呼んでいるところですけれども、郡上市におきましても、真に必要な地域医療を将来にわたって確保していくために、議会、そして、市民の皆様、あるいは医療関係者の皆様の御理解やいろいろ御議論を経ながら対応してまいりたいと、地域医療の確立をしてまいりたいと存じますので、どうかよろしく御理解をいただきたいと思います。

6番目でありますが、最後であります。昨日でありますけれども、12月1日、日曜日に、3年に 1回行われます民生委員、児童委員、そして、主任児童委員の一斉改選に伴います退任式、そして、 感謝状、委嘱状の伝達式が行われました。

この委嘱は、厚生労働大臣から行われるものでありますけれども、郡上市には全部で140名の民生委員、児童委員、そして、その中の15名が主任児童委員に指名をされているところでございます。今回の改選に当たりまして、56名の方が退任をされました。中には、長い方で7期21年間、民生委員、児童委員を務めていただいた方々もおられます。退任をされました皆様は、地域福祉の担い手として御尽力をいただきましたが、このことに心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、引き続き再任をされました方84名。この中にも随分長い方もいらっしゃいますが、そして、新たに委嘱をされました56名の皆様には、これからの3年間、地域の福祉の担い手として、いろいろと細やかなお気遣いや、いろいろな活動をしていただくことになります。まことに御苦労さまでございますけれども、郡上市民の幸せのために御尽力いただきますことを心からお願い申し上げる次第であります。

以上、6点にわたって御報告とさせていただきます。

それでは、今議会におきまして審議をお願いしております諸議案につきまして、その概要を申し 上げます。 今回、提出をいたしました議案は24件でございまして、人事案件が2件、条例の一部改正等に関するものが6件、令和元年度補正予算関係が7件、その他が9件であります。

まず、議案第74号は、郡上市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについてであります。

農業委員会等に関する法律及び同法施行規則に基づきまして、郡上市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を「本則で定める過半数」から「4分の1以上」というふうに引き下げること、いわば基準を緩和することにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

議案第75号は、郡上市農業委員会委員の任命についてであります。

現在の委員の任期が、来年、令和2年2月29日をもって満了するため、農業委員会等に関する法律の規定により推薦または応募のあった候補者19人を新たに農業委員として任命することにつきまして議会の同意を求めるものであります。

議案第76号は、郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

令和元年人事院の給与勧告に鑑み、市議会議員の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、現行の「4.35月」から「4.4月」にしようとするものであります。

議案第77号は、郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

前議案と同じく、人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の年間支給月数を0.05 月分引き上げようとするものであります。

議案第78号は、郡上市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

これも人事院の給与勧告に鑑み、職員の給与の適正化を図るため、給料表の改定及び期末勤勉手 当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、現行の「4.45月」から「4.5月」にする等、所要の規定を 整備するものであります。

議案第79号は、郡上市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてであります。

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、地方公務員法の一部が改正された ことに伴い、成年被後見人等であることを理由に不当な差別がされないよう、成年被後見人等に係 る引用条項の整理等、所要の規定を整備するものであります。

議案第80号は、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

美並町の美並相戸公民館を地元自治会に無償譲渡するため、公の施設としての位置づけを廃止しようとするものであります。

議案第81号は、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてであります。

令和2年4月1日に、県下全域を対象とする岐阜県農業共済組合が設立されることに伴いまして、中濃、東濃及び飛騨の3地域の農業共済事務組合が解散されることにより、同退職手当組合から脱退することに関し、関係地方公共団体と協議することについて議会の同意を求めるものであります。 次に、議案第82号から議案第88号までは、令和元年度郡上市一般会計をはじめ、全部で7会計の予算の補正をお願いするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主な内容を説明申し上げます。

まず、歳出では、大和健康福祉センターやまつつじの南側駐車場の用地取得による増額に伴いまして、財産管理経費に2,767万1,000円、白鳥町にある旧JRアパート解体工事による増額に伴いまして、庁舎等整備事業に1,154万1,000円、障害福祉サービス事業ともいきの里・東弥建設に対する施設整備費補助金の増額に伴う障害福祉施設等整備事業に500万円、風しん抗体検査及び第5期定期接種受診者の増加による増額に伴い予防接種事業に318万6,000円、水田現地確認用GISタブレットシステム導入に係る水田フル活用推進事務費補助内示による増額に伴いまして水田農業推進事業に320万1,000円、美濃白鳥駅周辺公衆トイレ建設による増額に伴い観光施設整備事業に3,881万1,000円、8月16日発生の台風10号及び先ほど申し上げました台風19号の被害による施設等修繕に伴い4件の公共施設整備に534万9,000円、農業用施設復旧に911万円などをそれぞれ増額補正をいたしまして、また、人事院勧告に基づく職員給与等の見直し及び職員の異動等に伴う職員給与費等の所要額の調整によりまして729万1,000円の減額、平成31年4月7日執行の岐阜県議会議員選挙の無投票に伴いまして、県議会議員選挙経費の1,702万9,000円の減額、台風10号災害復旧事業の年度割配分による減額に伴いまして現年補助災害復旧事業の1,350万円の減額などにつきまして、それぞれ減額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源といたしまして、保健事業費補助金136万3,000円、経営所得安定対策事務費補助金320万1,000円、台風被害による施設等復旧に係る被災農業者向け経営体育成支援事業補助金820万2,000円、市有財産損害保険金等272万1,000円などをそれぞれ増額補正し、また、公共土木施設災害復旧費負担金900万5,000円、県議会議員選挙執行経費委託金1,684万9,000円などを減額補正しようとするものであります。

所要の一般財源としては、前年度からの繰越金の未計上額及び普通交付税の留保分等を合わせて 計7,162万9,000円を計上いたしているところであります。

以上、増加、減少要因等を総合いたしまして7,791万5,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、国民健康保険特別会計を初めとする4つの特別会計、水道事業会計、病院事業会計の2つの企業会計では、人事院勧告に基づく職員給与の見直し及び職員の異動等に伴う人件費所要額の調整や委託料、賃金など物件費等の増減等を主な要因とする補正をそれぞれお願いするものでありま

す。

議案第89号から議案第92号までは、市が設置をする公の施設のうち、郡上市郡上八幡駅観光案内所を初めとする4施設に係る指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

全て現行の指定管理者を引き続き指定しようとするものであり、指定の期間は来年令和2年4月 1日から郡上市郡上八幡駅観光案内所は、郡上八幡産業振興公社を指定管理者とするその他の公の 施設の指定期間と同じ周期に調整するために2年間とし、その他の3施設は5年間とするものであ ります。

議案第93号は、財産の取得についてであります。

市道郵便坂の道路新設改良事業の用に供するため、八幡町野々倉地内の土地を取得することについて議会の議決を求めるものであります。なお、この土地取得は、当面、土地開発基金において取得し、保有するものであります。

議案第94号及び議案第95号は、財産の無償譲渡についてであります。

地区会が実質所有する市名義の八幡町初音地内の土地を当該初音3区地区会に無償譲渡することについて並びに議案第80号に関連し、施設の効率的な活用と自治組織の活性化を図るため、美並相戸公民館の建物を相戸自治会に無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第96号は、市内小学校、中学校の校務用パソコンの更新等に係る物品売買契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

議案第97号は、市道路線の認定についてであります。

議案第93号に関連をいたしまして、八幡町野々倉地内の市道郵便坂線、現在のところ計画延長は1,320メートルでございますが、これを新たに認定することについて議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例議会に提出をいたしました議案の概要であります。このほか、和解及び損害賠償 の額の決定に係る専決処分の報告が1件あります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。令和元年12月2日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

〇議長(兼山悌孝君) ありがとうございました。

◎議案第74号・議案第75号について(提案説明・質疑・採決)

〇議長(兼山悌孝君) 日程3、議案第74号 郡上市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれ らに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて及び日程4、議案第75号 郡上市農業委員 会委員の任命同意についての2議案は、関連しますので一括議題といたします。

順次説明を求めます。

農林水産部長 五味川康浩君。

〇農林水産部長(五味川康浩君) 議案第74号 郡上市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて。

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、郡上市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいので、議会の同意を求める。令和元年12月2日提出、郡上市長日置敏明。

提案理由としましては、郡上市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を過半数——定数が19ですので10名となりますが、10名から4分の1、いわゆる5名以上に引き下げるためというものです。

1枚おめくりいただきまして、資料をおつけしております。農業委員会等に関する法律の一部改正が平成28年4月から施行されておりますが、その中で農業委員会委員の構成要件として、原則、農業を主業として地域の農業の担い手であります認定農業者が委員の過半数を占めることとされていますが、認定農業者が少ないような地域、いわゆる委員定数の8倍を下回る認定農業者がある地域につきましては、地域事情を考慮して、特例、例外として、その構成要件を議会同意を得た上で引き下げることができます。

郡上市の場合は、委員の定数が19名、それを8倍掛けると152名になりますが、認定農業者が133 名ということで、この要件、例外を適用する要件を満たしております。

今回、次の議案第72号で任命同意を求める候補者19名のうち、認定農業者につきましては6名と、 残念ながら過半数に満たないため、議会同意を得て特例4分の1以上の適用をさせていただければ というふうに思っております。

なお、県内の41農業委員会がありますが、原則的な認定農業者が過半を占める農業委員会は8組織、残り33農業委員会につきましては、それぞれ特例を適用した形の中で引き下げ等を行った委員構成要件となっております。

続きまして、議案第75号 郡上市農業委員会委員の任命同意について。

郡上市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。令和元年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

以下、候補者19名の方の住所、氏名を読み上げさせていただきます。

なお、個人情報保護等の観点により、住所は簡略、氏名は敬称略とさせていただきます。

郡上市八幡町、小林豊人。郡上市八幡町、小林茂樹。郡上市八幡町、井上一郎。郡上市大和町、

奥田英次。郡上市大和町、山田眞博。郡上市白鳥町、山本吉治。郡上市白鳥町、猪島武男。郡上市白鳥町、荒井悟。郡上市白鳥町、松山志伸。郡上市高鷲町、日置光政。郡上市高鷲町、蓑島誠一。郡上市美並町、牛丸寛司。郡上市美並町、古川昭二。郡上市明宝、岩田英男。郡上市明宝、和田武久。郡上市和良町、岩出明喜。郡上市和良町、川尻卓志。郡上市八幡町、松田幸子。郡上市大和町、池田源則。

こちらにつきましても、農業委員会に関する法律の一部改正によりまして、農業委員会委員の選任方法は、前回の改選時から推薦公募を行った上で議会同意による市長の任命制となっております。 農業委員会委員につきましては、法により任期は3年、市条例により定数は19名と定められており、現農業委員会委員さんの任期が令和2年2月29日で満了となるため、ことしの10月7日から25日まで、前回の改選時と同様に、自治会や農地改良組合長、インターネット等を通じて幅広く推薦公募を行ったところ、委員定数19名に対し、同数19名の推薦があり、いずれも農業に関し見識を有し、職務を適切に行うことができるものと認められることから、候補者の方々を次期農業委員会委員として任命したいため、議案第75号において議会の同意を求めるものであります。

候補者19名の方は、自治会長や農事改良組合長による一般推薦が18名、団体推薦が1名、また、 構成要件であります認定農業者は6名、認定農業者に準ずる者が1名と。そして、非農業者が1名 となっております。

さらには、努力目標となっております女性・青年層につきましては、女性が1名、青年、50歳未満ということですが、2名となっております。

また、委員任期につきましては、令和2年3月1日から令和5年2月28日までの3年間となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

- 〇議長(兼山悌孝君) 4番 野田勝彦君。
- ○4番(野田勝彦君) 済みません。野田でございます。

今、御説明いただきましたように、任命同意のこの表です。一覧表の備考の欄が空欄になっている方は、恐らく推定しますと、認定農業者ではないが、農業者の農業をやっていらっしゃる方というふうに解釈できますが、この基準を緩和しますと、現状はなかなか認定農業者を多くすることは難しいという事情はよくわかりますが、当然ながら農業あるいは農業者以外の意向が強くなるように思います。この委員会としての意向がそういう傾向を帯びるようになるのではないかという私は懸念を持つわけです。

ただでさえ、農業が衰退あるいは農地の改廃等が進む中で、できるだけ私は認定農業者の方々が 頑張っていただくといいますか、農業を頑張っていただきたいという思いを持っておるんですが、 そういう傾向を加速するというのか、強くなるような懸念を持つわけですが、そういう意味でこの 緩和はやむ得んとしても、さらにこの農業者の、あるいは認定者の増加といいますか、そういう方 向はどういうふうに考えられておられるのか、一遍伺いたいと思いますが、お願いします。

- 〇議長(兼山悌孝君) 農林水産部長 五味川康浩君。
- ○農林水産部長(五味川康浩君) まず、農業の担い手として、認定農業者の確保ということが一つの御質問の趣旨だと思いますが、認定農業者数は先ほど御説明させていただいたとおり、現在の郡上市の認定農業者数は133、これは団体、法人等を含みます。前年度末で130ということですから、結果的には認定農業者を後継者がなくてやめられる方、新たに認定、例えば、新規就農を始めて5年たったので認定農業者にやられるケースとか、さらには法人化をして認定農業者になるケースで、結果的には前年より3名の増となっております。

郡上市の農業を進めていく上の中では、2つの方向性があると思いますが、1つは、土地利用型という形の中で農地を集約しながら安定的な経営を行う部分と、もう一つは、家族経営的な部分、さらには畜産や多種多様な農業展開という中で小規模農業者やそういった形態も両方と並行しながら育成を図っていくというつもりはございますが、認定農業者に関しましては、やはり経営を安定して、これは法律に基づくと5年間しっかりとした経営計画を立てていただいた方が認定農業者になりますが、そういった計画的な農業経営を図る方については、今後も覚悟が必要だと思っておりますので、通常でもいろんな支援策、機械導入の補助であったりとか、農地集積とか、そういったことを進めておりますが、今後もそういったことについては詰めさせていただければというふうに考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

- 〇議長(兼山悌孝君) 4番 野田勝彦君。
- ○4番(野田勝彦君) 最近、世界、ちょっと話が大きくなって申しわけない、世界の流れを見てみましても、農地を大規模化して集積するよりも、むしろこの家族経営の重要性を再認識している流れがあるわけなんですね。そういう意味で、なかなかこの認定農業者の育成といいますか、増加というのは難しいと思うんです。そう簡単にはできない。したがって、ここの表で言いますところの、今回はお一人ですが、準ずる者の幅広い登用といいますか、お願いできれば、私は何とかこの農業の衰退というのは防げるのではないかと思っておるんです。そういう意味では、これからも家族経営の強化と。そして、この準ずる者という枠の大いなる活用といいますかね、これをぜひとも進めていっていただきたいということをお願いします。

以上です。

○議長(兼山悌孝君) 答弁よかったですか。

- ○4番(野田勝彦君) はい。
- ○議長(兼山悌孝君) そのほか質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第74号及び議案第75号の2議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第74号及び議案第75号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第74号 郡上市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれに準ずる者の割合を4分の 1とすることについてに対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。議案第74号について、原案のとおり同意 することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第74号は、原案のとおり同意することに 決定いたしました。

議案第75号 郡上市農業委員会委員の任命同意についてに対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。議案第75号について、原案のとおり同意 することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第75号は、原案のとおり同意することに 決定いたしました。

◎議案第76号から議案第80号までについて(提案説明)

〇議長(兼山悌孝君) 日程5、議案第76号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例についてから、日程9、議案第第80号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

〇市長公室長(日置美晴君) それでは、議案書をごらんいただきたいと思います。

議案第76号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、令和元年人事院の給与勧告に鑑み、議会議員の期末手当の支給割合を 改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきますと、改め文と新旧対照表がございますが、説明はその後に添付しております資料でさせていただきたいと思います。資料をごらんいただきたいと思います。

2番の改正内容をごらんいただきたいと思います。

第5条第2項の規定を改めまして、議員の皆様に支給いたします期末手当の年間支給月数を「4.35月」から0.05月分引き上げ「4.4月」とするもので、6月期、12月期とも2.2月分を支給いたします。

施行日につきましては、公布の日から施行いたしますが、平成31年4月1日にさかのぼって適用 をいたします。

ただし、特例措置によりまして、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に限りましては、6月期を既に支給済みであります2.175月としまして、12月期を年間の4.4月から支給済みの2.175月を除いた2.225月といたします。

なお、12月10日の支給日には、改正前の2.175月分を支給しまして、引き上げをいたします0.05 月分につきましては、議決をいただいた後の12月26日をめどに追給をさせていただく予定でござい ますので、よろしくお願いいたします。

加えまして、本件につきましては、11月5日に行われました特別職報酬等審議会におきまして、 議会議員及び常勤の特別職に係る期末手当の支給割合を一般職の職員の例に準じて0.05月分引き上 げることについて市長から諮問が行われ、慎重に審議をいただきました。その結果、これまでも人 事院勧告を尊重し、支給割合を改定してきた経緯があるということから引き上げを妥当なものと認 めると答申がされましたことを御報告を申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第77号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、同じく令和元年人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手

当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

本条例におきましても、おめくりいただいた後に資料を添付をさせていただいておりますので、 ごらんいただきたいと思います。これも同じく2の改正内容をごらんいただきたいと思います。

第5条の改正、規定を改めまして、市長、副市長と、これに連動します教育長の期末手当の年間 支給月数を「4.35月」から0.05月分引き上げ「4.4月」とするものでございます。6月期、12月期 とも2.2月分を支給いたします。

施行日につきましては、公布の日から施行いたしますが、平成31年4月1日にさかのぼって適用 をいたします。

ただし、これにも特例措置がございまして、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に限りましては、6月期を既に支給済みの2.175月としまして、12月期を2.225月といたします。なお、本年12月期の期末手当の支給方法につきましては、前の議案と同様であります。

4番のその他に記載しておりますが、教育長の期末手当につきましては、郡上市教育長の給与に関する条例第2条第2項におきまして、郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により、通勤手当、期末手当云々というふうに、を支給するというふうにございます。 先ほど申しましたように、この条例改正に連動することに教育長の期末手当はなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

続きまして、議案第78号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、令和元年人事院の給与勧告に鑑みた職員の給料月額及び諸手当の改定 並びに成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、地方公務員法の一部が改正さ れたことに伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

本条例改正におきましても、同様に添付の資料で説明をさせていただきたいと思います。恐れ入りますが、資料をごらんいただきたいと思います。 2番の改正内容をごらんいただきたいと思います。

本条例の改正につきましては、同一の条項におきまして、施行期日または適用日を異にするものがございますので、適用日、施行日ごとに条立てで規定をしております。

まず、第1条関係ですが、これは本年4月1日までさかのぼって適用させる規定となります。

初めに、(1) 勤勉手当の改正でございます。期末勤勉手当につきましては、民間の支給割合に 見合うよう「4.45月」分を「4.5月」に0.05月分を引き上げるものでございますが、その引き上げ 分につきましては、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分をいたします。 なお、今回、再任用職員の現行2.35月分につきましては、引き上げは行いません。 次に、次の表をごらんいただきたいと思います。

まず、一般職の場合の支給月数ですが、令和元年度に限りまして12月期の勤勉手当を現行の「0.925月」から0.05月分引き上げまして「0.975」月といたします。これにより年間の合計を現行の「4.45月」から「4.5月」とするものでございますし、その下の特定管理職員、いわゆる主幹以上の管理職員の場合の支給月額につきましては、同じく、令和元年度に限りまして12月期の勤勉手当を現行の「1.125月」から「1.175月」と0.05月引き上げます。これによりまして、年間の合計を現行の「4.45月」から「4.5月」とするものでございます。

次に、(2)の給料表の改定であります。

まず、行政職給料表につきましては、民間給与との格差を埋めるため、初任給の給料月額を大卒程度は1,500円、高卒程度は2,000円引き上げ、また、30歳台半ばまでの若年層の職員が在職する給料表につきましても所要の改定を行うということで、平均改定率が0.1%の引き上げ改定となります。

また、その他の給料表につきましても、この行政職給料表との均衡を基本に引き上げ改定を行うものでございます。

ここまでの施行日につきましては、公布の日から施行とし、平成31年4月1日から遡及適用をいたすものでございます。

おめくりいただきまして、次に、第2条関係ですけれども、地方公務員法の改正に伴う引用条項の整理等ということで、地方公務員法の一部が改正されましたことによりまして、成年被後見人及び被補佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人に係る地方公務員法上の欠格条項、この囲みにございますように、第16条の、地方公務員法の第16条ですが、「次の各号にいずれかに該当する場合は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない」とされているものの、第1号の「成年被後見人又は補佐人」というのは削除をされました。このことによりまして、当該削除されましたこの地方公務員法第16条第1号を引用している部分を削るなどの所要の改正を行わさせていただくものでございます。

この第2条につきましては、公布の日から施行をいたします。

次に、3ページでございますが、第3条関係でございます。

まず(1)の住居手当の改定といたしまして、住居手当の支給対象となる家賃額の下限につきましては、「1 万2,000円」であったものを「1 万6,000円」に4,000円引き上げるとともに、手当額の上限につきまして「2 万7,000円」であったものを「2 万8,000円」に1,000円引き上げるというものでございます。

住居手当の計算方法につきましては、次の表のとおりでございますが、左側の家賃月額の区分に

よって、右側の欄の計算式に当てはめて計算した額が住居手当額となります。

上の表は、改定前の計算方法でございますし、下の表は改定後になりますので、ごらんいただき たいと思います。

なお、手当額が2,000円を超える減額となる職員につきましては、1年間の経過措置によりまして2,000円を超える部分は減額を行わないと。最大2,000円の減額となるというもので、としての経過措置が設けられております。

次に、(2)の勤勉手当の改定ですが、第1条で説明いたしましたように、令和元年度に限りまして引き上げ分の0.05月を12月期のみに配分をいたしましたが、これを令和2年度以降は6月期、12月期の勤勉手当が均等になるように配分し直すものでございます。

支給月数につきましては、次の表のとおりでございますが、一般職の職員の場合では、勤勉手当の6月期、12月期とも0.95月といたしますし、管理職員の場合では、勤勉手当の6月期、12月期とも1.15月とするものでございます。この第3条につきましては、令和2年4月1日からの施行としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第79号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、前条例の一部と同様ですけれども、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

本条例におきましても、添付の資料で説明をさせていただきたいと思いますので、資料のほうを ごらんいただきたいと思います。

前議案の第2条と同じでございますが、地方公務員法の一部改正によりまして、成年被後見人等にかかわる地方公務員法上の欠格条項が削除されたことにより所要の改正を行うものでございます。

2番の改正内容といたしましては、引用条項の整理ということで、囲みの中にございます地方公務員法第16条第1号の削除に伴い号ずれを解消することでありますとか、国家公務員等の旅費に関する法律の改正にあわせて文言の整理を行ったものでございます。

なお、この一部改正につきましては、公布の日から施行するといたしております。 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- **〇議長(兼山悌孝君)** 総務部長 乾松幸君。
- ○総務部長(乾 松幸君) 済みません。続きまして、議案第80号でございます。
 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、地区集会所の一部施設について、公の施設としての位置づけを廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、改め文がついておりますし、もう1枚下には、新旧対照表がつけてございますが、こちらにつきましては、議案第95号に関連することでございます。美並町の相戸公民館を地元自治会に無償譲渡するため、公の施設としての位置づけを廃止するものでございまして、別表第1、それから、別表第2、それぞれ美並相戸公民館の項を削るものでございます。

別表第1につきましては、設置に係る公の施設一覧でございますし、別表第2につきましては、 使用の承認に係る施設一覧でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇議長(**兼山悌孝君**) 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

◎議案第81号について(提案説明・採決)

〇議長(兼山悌孝君) 日程10、議案第81号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長日置美晴君。

○市長公室長(日置美晴君) 議案第81号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合が脱退すること並びに岐阜県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて関係地方公共団体が協議することにつき同法第290条の規定により議会の議決を求める。令和元年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、令和2年4月1日に県が全域を対象といたしました岐阜県農業共済組合を設立するため、本年9月の定例会におきまして本年度末をもって解散することについて議決をいただきました中濃地域農業共済事務組合、また、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合が岐阜県市町村職員退職手当組合から脱退することについて、それぞれの関係地方公共団体が協議をするものでございます。

おめくりをいただきますと、規約の改め文、それから、新旧対照表がございますけれども、説明 はその後の資料でさせていただきたいと思いますので、資料をごらんいただきたいと思います。

岐阜県市町村職員退職手当組合につきましては、昭和36年に特別地方公共団体として設立されまして、構成団体の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理しておりまして、本年4月1日現在、15市21町村、25一部事務組合、3広域連合の合計64団体で構成されております。

今般、この退職手当組合の構成員であります中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合から皆様の御承知のとおり、令和2年4月1日に全県下を対象とした岐阜県農業共済組合を設立されたということで、令和2年の3月31日をもって当該退職手当組合を脱退する旨の申し出があったことに伴いまして、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について、地方自治法286条第1項の規定に基づき関係の地方公共団体の議決を要する協議としてこれを定めて、総務大臣の許可を受けるということでございます。本議案を上程したものでございます。

中段の囲みの中は、ただいま申し上げました地方自治法の条文を記載させていただいておるものでございます。なお、岐阜県市町村職員退職手当組合規約の改正につきましては、2の改正内容をごらんいただきたいと思いますが、申し上げましたように、令和2年3月31日に岐阜県市町村職員退職手当組合を脱退する中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合、飛騨農業共済事務組合を規約の別表からこの構成団体からこの3つの組合を削るものでございます。

本改正規約の施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。以上でございます。よろ しくお願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第81号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略 したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第81号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 討論なしと認めます。

採決を行います。議案第81号について、原案を可とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第81号については、原案を可とすることに決定いたしました。

◎議案第82号から議案第88号までについて(提案説明・委員会付託)

○議長(兼山悌孝君) 日程11、議案第82号 令和元年度郡上市一般会計補正予算(第4号)についてから、日程17、議案第88号 令和元年度郡上市病院事業会計補正予算(第1号)についてまでの7議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) それでは、議案第82号から議案第88号まで7会計の補正予算案の議案につきまして読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第82号 令和元年度郡上市一般会計補正予算(第4号)について、議案第83号 令和元年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、議案第84号 令和元年度郡上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第85号 令和元年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、議案第86号 令和元年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第87号 令和元年度郡上市水道事業会計補正予算(第1号)について、議案第88号 令和元年度郡上市病院事業会計補正予算(第1号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。 令和元年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1 枚おめくりいただきますと、事業概要説明一覧表がついてございますし、もう 1 枚めくっていただきますと、給与費の増減概要、それから、一般会計の補正予算書がございますので、予算書のほうを見ていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。一般会計補正予算書(第4号)でございます。

1枚おめくりいただきます。令和元年度郡上市の一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,791万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ286億16万1,000円とする。

第2条でございます。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

5ページを見ていただきたいと思います。「第2表 債務負担行為の補正」でございます。追加になります。2020スポーツツーリズム推進事業、こちらにつきましては、オリンピックの聖火リレーが4月4日に行われるわけでございますが、セレモニー経費が準備から実施までに年度をまた

ぐことから、期間といたしまして令和元年度から令和2年度まで、限度額110万円を定めるもので ございます。

それから、その下、現年補助災害復旧事業、公共土木施設でございますが、これは高鷲の板橋谷の災害復旧工事におきまして、国庫負担金の年度間の配分の関係によるものでございます。令和元年度から令和2年度まで。限度額1,350万円、合わせて1,460万円とさせていただくものでございますので、よろしくお願いいたします。

おめくりいただきますと、「第3表 地方債補正」がございます。今回は、補正でございます。 一番上になりますが、公共事業等でございますが、こちらにつきましては県営事業の負担金の増に 伴いまして670万円増とさせていただき、限度額を4億6,690万円とさせていただくものでございま すし、その下、自然災害防止事業でございますが、これは集落環境保全整備事業の増に伴いまして 180万円増額させていただき、5,960万円とさせていただくものでございます。

その下、辺地対策事業でございますが、これも県営事業負担金の減に伴いまして20万円減になります8億9,610万円、その下、補助災害復旧事業でございますが、これは先ほど債務負担行為でありました公共土木施設災害復旧工事の年度配分によるものでございます。450万円減の5,810万円、それから、過疎対策事業でございますが、これは、県営事業負担金の増に伴いまして60万円ふやさせていただき3億2,930万円とさせていただくものでございます。合わせまして440万円の増、26億2,400万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございますので、よろしくお願いいたします。

その他につきましては、今回お配りしております事業概要説明一覧表により御審議いただきたい と思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算書(第2号)のほうを見ていただきたいと思います。 1枚おめくりいただきます。令和元年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、 次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,251万9,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ401万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,703万9,000円とするものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、下水道事業特別会計補正予算書(第2号)のほうを見ていただきたいと思います。 1枚おめくりいただきます。令和元年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次 に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ344万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ25億4,664万6,000円とするものでございます。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるということでございまして、4ページ を見ていただきたいと思います。

「第2表 地方債補正」でございます。今回、変更でございます下水道事業債、こちらにつきましては、個別排水建設事業の増に伴いまして520万円ふやさせていただき、1億1,470万円とさせていただくものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じということでございます。合計といたしまして 4億2,670万円とするものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、介護保険特別会計補正予算書(第3号)をよろしくお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、令和元年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ84万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,406万8,000円とするものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、介護サービス事業特別会計補正予算書(第1号)を見ていただきたいと思います。 1枚おめくりいただきます。令和元年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号) は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ874万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,122万4,000円とするものでございますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、郡上市水道事業会計補正予算書(第1号)を見ていただきたいと思います。

1枚おめくりいただきます。第1条、令和元年度郡上市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条に、収益的収入と支出がございます。支出のほうでございますけれども、水道事業費用の 第1項営業費用につきまして813万9,000円を増額させていただくものでございますので、よろしく お願いをいたします。

続きまして、郡上市病院事業会計補正予算書(第1号)を見ていただきたいと思います。

1枚おめくりいただきますと、第1条でございます。令和元年度郡上市病院事業会計補正予算 (第1号) は次に定めるところによるということで、第3条になりますが、こちらのほうに収益的 収入と支出がございます。今回の補正は、国保白鳥病院のみでございまして、下のほうに支出がご ざいますが、医業費用といたしまして647万3,000円の減、それから、訪問介護ステーション事業費 用といたしまして879万1,000円の増、差し引き231万8,000円の増となるものでございますので、よ ろしくお願いいたします。

以上、7会計につきまして補正予算の上程でございます。それぞれ先ほど申し上げさせていただきました事業概要一覧表用に明細を記載してございますので、これを参考に御審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇議長(兼山悌孝君) ただいま説明のありました議案第82号から議案第88号までの7議案につきま しては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託したいと思います。

なお、質疑については、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第82号から議案第88号までの 7議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、12月3日午後4時までに審査を終了 するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第82号から議案第88号までの7議案につきましては、12月3日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。 それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分とします。

(午前10時51分)

○議長(兼山悌孝君) それでは、指定の時間より少し前ですが、全員おそろいでありますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時04分)

◎議案第89号から議案第92号までについて(提案説明)

〇議長(兼山悌孝君) 日程18、議案第89号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の指定管理者の指定についてから、日程21、議案第92号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定についてまでの4議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

商工観光部長 遠藤正史君。

〇商工観光部長(遠藤正史君) それでは、議案第89号から議案第92号までの4議案を一括で御説明申し上げます。

資料につきましては、本日配付しておりますA3横長の指定管理者更新予定施設というものがございますので、そちらの一覧表のほうをごらんいただきたいと思います。

では、議案第89号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の指定管理者の指定について。

施設の名称、郡上市郡上八幡駅観光案内所、指定する団体、郡上市八幡町島谷520番地の1、一般財団法人、郡上八幡産業振興公社、指定の期間、令和2年4月1日から令和4年……

- ○議長(兼山悌孝君) 部長、まず、議案書、表読んでくれ。
- **〇商工観光部長(遠藤正史君**) 表ですか。はい。

失礼しました。では、議案書のほうをお読みします。

議案第89号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。令和元年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上市郡上八幡駅観光案内所。指定する団体、郡上市八幡町島谷520番地1、一般財団法人、郡上八幡産業振興公社。3、指定の期間、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。この2年間につきましては、冒頭で市長の説明がございましたけれども、産業振興公社の指定を受けている他の施設との指定期間の周期のほうをあわせるということで2年間としております。

こちらのほうは、選定理由にありますけれども、地域振興の拠点であり、地域の活性化を図る重要な施設であるため観光振興事業を積極的に展開している一般社団法人郡上八幡産業振興公社が管理を行うことが効果的かつ効率的であると認められるということで、継続して2年間の指定をするものでございます。

次に、議案第90号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者の指定について。

次のとおり、指定管理者の指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。令和元年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」。指定する団体、郡上市八幡町柳町511番地の2、奥濃飛白山観光株式会社。3、指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

こちらのほうにつきましても、現管理者は当該施設を管理するために設立された第三セクターであるため、当該施設の管理を引き続き行うことが適切であると認められるということで5年間として指定管理を更新するものでございます。

次に、議案第91号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定について。

次のとおり、指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、 議会の議決を求める。令和元年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、日本まん真ん中温泉 子宝の湯。2、指定する団体、郡上市美並町大原2709番地、株式会社子宝の湯。3、指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで5年間でございます。

こちらの施設につきましては、地域振興の拠点であり、地域密着型施設であるため、地元美並町

で構成される県指定管理者団体が引き続き管理を行うことが効果的かつ効率的であると認められる ということで、引き続き5年間の指定管理をしたいものでございます。

続きまして、最後でございますけれども、議案第92号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供 給施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和元年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、明宝温泉 湯星館。郡上市明宝食材供給施設。2、指定する団体、郡上市明宝 奥住3428番地1、明宝温泉開発株式会社。3、指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31 日までの5年間でございます。

まず、温泉のほうの湯星館につきましては、指定管理者は源泉を保有しており、引き続き管理を 行うことが効果的かつ効率的であると認められるということで、指定期間を5年間として継続した いというものでございます。

次に、食材施設、供給施設につきましては、温泉の湯星館と同じ場所にありますので、一体的に 管理を行うことが効率的であるということで、同じように指定管理期間を5年間ということでお願 いしたいというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議長(**兼山悌孝君**) 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第93号について(提案説明)

○議長(兼山悌孝君) 日程22、議案第93号 財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

建設部長尾藤康春君。

○建設部長(尾藤康春君) 議案第93号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。令和元年12月2日提出、郡上市長 日置 敏明。

1、取得する財産の種類、土地(立木含む)。2、取得する財産の所在、郡上市八幡町野々倉字 ソヨコ387番1外99筆。3、財産(土地)の面積、5万1,608.9平方メートル。4、財産の取得金額、 2,418万9,426円。用地費が1,496万6,527円、補償費が922万2,899円でございます。5、契約の相手 方、契約件数19件、契約人数19人。6、財産取得の目的、市道郵便坂線の用に供するためでござい ます。 おめくりいただきまして、次のページにカラー刷りの資料がつけさせていただいておりますが、 この市道郵便坂線につきましては、市道小那比下川線を起点にしまして、終点を県道鹿倉白山線と しまして、その両側を結び、八幡町の野々倉地区と小那比地区間を結ぶ路線となってございます。

県道美濃加茂和良線と一般県道の鹿倉白山線につきましては、狭小の幅員の箇所が多く、異常気 象時の通行規制であったり、道路災害など環境としては大変脆弱な箇所が多く残ってございます。

こうした観点から、ここに郵便坂線を整備いたしまして、こちら和良町の沢から美並のほうとか、こうした市内の幹線道路のネットワークの構想の中でも位置づけをしておりますが、地域の重要な路線として、例えば、災害等の別ルートでの移動であったり、緊急輸送、そうしたことにも活用したいというようなこともございまして、今回、財産の取得をするものでございます。

それで、これはおめくりいただきまして、資料2のほうをごらんいただきますと、これらの用地の取得範囲でございますが、この真ん中のところに赤字で四角く囲ってあるところがございます。これ市道郵便坂線の概要でございますが、延長が1,320メートル、幅員は5から6.5メートルと。用地・補償の概要でございますけれども、地権者は19名、これ19名の方は現在全員仮契約が完了をいたしております。

用地取得面積は、先ほど申し上げました5万1,608.9平方メートル、補償費としまして1,496万6,527円。山林で平米当たり290円でございます。

それから、立木の補償としまして5,587本で922万2,899円、合計で2,418万9,426円。財源といたしましては、土地開発基金を活用させていただいて用地を取得させていただくものでございます。

また、この事業の着工につきましては、現在の市の財政状況等も鑑みながら、有利な補助制度、 そうしたものも十分視野に入れながら、時期を見て着工をしていきたいというふうに考えておりま すので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(兼山悌孝君) 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い改めて行います。

◎議案第94号・議案第95号について(提案説明)

○議長(兼山悌孝君) 日程23、議案第94号 財産の無償譲渡について(八幡町初音地内)及び日程 24、議案第95号 財産の無償譲渡について(美並相戸公民館)の2議案を一括議題といたします。 順次説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

〇総務部長(乾 松幸君) 議案第94号 財産の無償譲渡について(八幡町初音地内)。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条 第2項の規定により、議会の議決を求める。令和元年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。 1、譲渡する財産、土地でございます。所在、郡上市八幡町初音字堂前2676番13。地目、宅地。 地積、191.93平方メートル。 2、譲渡の相手方、郡上市八幡町初音2867番地、初音三区地区会。 3、 譲渡の理由、自治会が実質上所有する市名義の土地を当該自治会に譲渡するものでございます。

1枚おめくりいただきますと位置図がついております。少し見にくいかと思いますが、左っ側の下のほうに該当土地について少し黒く塗りつぶしてございますので、よろしくお願いいたします。

おめくりいただきますと、登記関係の図面がつけてございます。それから、その右側につきましては、現場周辺の写真でございます。この土地でございますけれども、昭和60年に地区集会所の敷地として地元地区会に無償で貸与することを条件に当時の八幡町に寄附されたものでございまして、平成29年に集会所を移転されております。その後につきましては、駐車場として使用している土地でございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第95号のほうをお願いいたします。

財産の無償譲渡について(美並相戸公民館)。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条 第2項の規定により、議会の議決を求める。令和元年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、今度は建物でございます。所在、郡上市美並町三戸1138番地1。構造、木造平屋建。床面積75平方メートルでございます。2、譲渡の相手方、郡上市美並町三戸1151番地、相戸自治会。3、譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためでございますので、よろしくお願いいたします。

おめくりいただきますと、資料といたしまして集会所等の管理台帳ということをつけてございます。

7行目にございますが、建設年度でございます。これ平成4年度建築で、耐用年数26年のもので ございます。

その下に、利用制度名というところが少しございますが、これは県の振興補助金を活用して建て られたものでございます。

建設されてから、今回この補助金の財産処分制限期間が経過したことによりまして、この施設を 無償譲渡するものでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

〇議長(兼山悌孝君) 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い改めて行います。

◎議案第96号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程25、議案第96号 物品売買契約の締結について(小中学校校務用端末整備事業)を議題といたします。

説明を求めます。

教育次長 佃良之君。

○教育次長(佃 良之君) 議案第96号 物品売買契約の締結について(小中学校校務用端末整備事業)。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。令和元年12月2日提出、郡上市長日置敏明。

1、契約の目的、小中学校校務用端末の購入。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、2,193万4,000円。4、契約の相手方、郡上市八幡町新町957番地、有限会社トップス、代表取締役、鷲見幸彦。5、納入場所、郡上市地内小学校21校、中学校8校。6、物品の内容、校務用端末173台でございます。

これは、購入後7年以上を経過します教職員用のパソコンについて、平成29年度から令和元年度までの3年間で更新する計画としておりますが、その3年目として該当するパソコンの更新及び一部ウインドウズ10への対応という面から更新を図るものでございます。

おめくりいただきまして2枚目の資料をごらんください。議案と重複する項目は一部省略させて いただき、説明をいたします。

納入場所ですけれども、小学校21校、中学校8校の全小中学校でございます。納入期限が、令和 2年3月19日。物品の内容ですけれども、ノートブックパソコン(小学校99台、中学校74台、計 173台)でございます。

その内訳は、この面の裏面に学校別の整備台数を掲げておりますのでごらんいただきたいと思います。

ノートブックパソコンの仕様につきましては、過去2年間と基本的には同じでございまして、OSがウインドウズ10、それから、メモリは4ギガバイト以上とするというような仕様としております。

それから、7の予算措置でございますが、それぞれ小中学校に分けまして校務用端末整備事業と して予算化をいたしておりますが、契約は1本とさせていただきたいと思います。

参考事項でございますけれども、更新計画は冒頭述べたとおりでありまして、3カ年での更新台数が431台となります。

平成29年度と平成30年度の更新実績は記載のとおりでございます。

最終ページには、入札の結果をつけておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わりましたので質疑を行います。

(挙手する者あり)

5番 山川直保君。

- ○5番(山川直保君) 2点、お伺いしたいと思いますけど、まず、予算措置はこれでいいと思うんですが、入札結果から、これだけの各社の数が辞退及び不着されているということで、2社という実績の中での入札結果でありますけど、このあたりをどう受けとめてみえるか、お伺いしたいことと、それと7年たったパソコンを、これはこの業者が全部その廃棄に関しても責任を持たれている入札なのかということで、廃棄をされることも含める入札であったとした場合に、結構市場では、中古パソコンが7年以上たったものでも、そうしたノートタイプの機能のいいものであれば、特別支障がない限り2万円とか3万円とかぐらいの以内で出回っとる中古製品もたくさんあるということで、その後に廃棄された場合、廃棄の場合にどういうところにそれが回っていくかといいますか、どのように利用されておるかと。しっかりともし廃棄なら廃棄という形でどこかへ持っていかれるのかということをまずお伺いしたいと思います。
- 〇議長(**兼山悌孝君**) 説明を求めます。

教育次長 佃良之君。

○教育次長(佃 良之君) まず、1点目の入札結果の点でございますが、指名願としまして、この 事務機器のうちパソコンということで指名願が出されております市内業者につきましては、全て指 名させていただくということにしております。

たまたまここ2年間もそうですけれども、応札いただく業者は限られておるということで、ここにありますトップスさんですとか、サダフィールさんが応札をしとってくださいますが、それ以上につきましては、それぞれの業者様の事情によるところだと思います。ただ、仕様につきましては、市の職員が使っておるパソコンとか、そういうものと均一性も確認しておりますし、仕様に問題があるということで応札者が少ないというふうには判断はしておりません。

それと、もう1点ですが、更新するパソコンで古いパソコンの関係ですが、仕様の中ではパソコンの撤去費まで設計の中に見ております。

それと、処分する場合は、データ消去等を納入業者の責任においてやっていただきまして、メーカーからのデータ消去証明書を市のほうに出していただくというふうなことにしております。

そこから先はどういうルートでいくのかわかりませんけれども、データ消去につきましては、き ちんと確保しておるというふうなことで理解をしております。

以上です。

(挙手する者あり)

- 〇議長(兼山悌孝君) 5番 山川直保君。
- **〇5番(山川直保君)** 入札結果がこの2社ということで、これは、今後もこういう形がずっと続け

られていくんだろうということを思いますけれども、一度、隣接の市とか、そういうところ、情報がとれればどのような、学校のことですから同じ程度のものをつくられたと思うので、そういうことの情報ちょっと取っておるかどうかお聞きしたいし、取っているなら取ってみてもらいたいということを思います。

それと、廃棄について、どのぐらいのお金がかかっとるのかわかりませんけど、例えば、今かなりお年寄りの方でもパソコンを始められたり、そして、任意の団体である、そうした社協関係のまた下部にあるそういうような団体の方でも、こうしたパソコンを必要としておるようなところもあると聞いておりまして、そういうものを寄附されたりとかするところもあったりするので、やはりこうしてデータ処理して真っさらになったものを再度また市内でまたそういう必要な方々にうまく循環させていくというような手だても必要でないかなということを思っております。

例えば、学校の小学校の今のパソコン整備率はまだ100ではないはずです。100%、生徒数に対してね。100ではないですね。100ではないのなら、こういうパソコンも入れながら100にしていけれれば、その古いんでもうだめというならあれなんですけど、機能のこと私わかりませんが、その100に近づけるように、今もやっぱり事務局でも順番に、その小学生か中学生の数に対してのパソコンの普及率というものが、徐々に上がっていくと思いますが、そういう教育のためにも、こういうものをぜひ裁量できるものならばしてもらいたいと。できないものなのかどうなのかということ、今判断でお答えできれば、お答えをいただきたいということ思います。

〇議長(兼山悌孝君) 教育次長 佃良之君。

○教育次長(佃 良之君) 失礼します。7年、本来で言えば、パソコン耐用年数5年ということになっておりますが、5年ではなかなか壊れるということは少ないかと思います。それで、今7年というようなところを3年間設定してきたわけですが、中にはかなり程度の悪いものもありますので、そんなのは別としまして、次回以降、貸与の転用等も考えられれば、使用に耐えられればということですけれども、検討していきたいと思います。

あと、児童生徒へのパソコンへの転用ということにつきましては、今、やはりなかなか全児童生徒が一遍に使えるというような台数まではなかなか整備はしておりません。1クラスが一度に使えるという整備は、台数は整備をしております。

そちらのほうとこちらのほうのパソコンの仕様が当然違うということとか、児童生徒用にはいろんな教材も入っておりますので、そういうこともありますけれども、先ほどと同じように活用できるものがあれば、あちらのほうは今タブレットですので、ちょっとその辺のことがありますけれど、そういうことも含めまして再活用ができれば、一応検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(兼山悌孝君) いいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第96号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託 を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第96号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。議案第96号につきましては、原案のとおり可とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第96号は、原案のとおり可とすることに 決定いたしました。

◎議案第97号について(提案説明)

○議長(兼山悌孝君) 日程26、議案第97号 市道路線の認定についてを議題といたします。 説明を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

〇建設部長(尾藤康春君) 議案第97号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。 令和元年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号1-1643、路線名は郵便坂線でございます。区間につきましては、起点が郡上市八幡町野々倉字中々畑、終点が郡上市八幡町野々倉字大峠でございます。

資料1枚おめくりいただきまして、参考資料をつけさせていただいております。これ先ほど議案 第93号のほうで財産の取得についてを提案、説明させていただきましたけれども、そこの市道路線 に係りまして、この郵便坂線を道路の新設改良事業を実施するためには、市道路線としての認定が 必要でございますので、この路線について、新たに市道として認定をするものでございます。

おめくりいただきまして、資料の2ページ目ですけれども、ここのところがこの赤いラインで引いてある部分がこの対象路線の郵便坂線でございます。

それで、3ページ目でございますけども、この赤いルートの下のほうが赤い丸の部分がございますが、こちらが起点でございます。ここは、市道の小那比下川線に接しておりますけれども、ここ

の部分から上へずっと上がっていきまして、この矢印の先のところが終点となります野々倉大字大 峠でございます。こちらは、県道の鹿倉白山線に接続するというものでございまして、総延長が 1,320メートル、これを事業実施するために市道として路線認定をいたすものでございます。よろ しくお願いをいたします。

以上です。

○議長(兼山悌孝君) 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い改めて行います。

◎報告第16号について(報告)

O議長(兼山悌孝君) 日程27、報告第16号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) 報告第16号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和元年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、今回は1件だけでございます。専決第4号 専決処分書(和解及 び損害賠償の額の決定について)。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。専決日につきましては、令和元年10月17日でございます。

損害賠償による和解の内容でございます。

令和元年7月26日午後0時50分ごろ、自主運行バス「小駄良線」の運行を委託している郡上交通株式会社の社員が、郡上市八幡町河鹿地内の県道寒水八幡線において、終点の戒仏バス停で折り返し、次の坪谷バス停へ向けて走行していたところ、道路の幅員が狭い場所で、相手車両とすれ違う際に接触した。

市は、示談により下記金額で損害を賠償する。

市の過失割合といたしましては、50%でございます。

損害賠償の相手方は、ごらんのとおりでございます。損害賠償の額でございますが、12万2,248 円でございます。

委託事業者に対しましても、これまで以上に安全運転に努めていただくよう指導してまいりたい と思いますので、よろしくお願いいたします。申しわけございませんでした。

○議長(兼山悌孝君) 以上、報告が終わりました。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

◎議報告第6号について(報告)

○議長(兼山悌孝君) 日程28、議報告第6号 諸般の報告について(例月出納検査の結果)を議題 といたします。

例月出納検査結果が、監査委員さんから別紙のとおり提出されましたのでお目通しをいただき、 報告にかえます。

◎散会の宣告

〇議長(兼山悌孝君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

(午前11時39分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 森藤文男

郡上市議会議員原喜与美